

## 熊本県道路公社ETCX利用規約

### (目的)

第1条 この利用規約は、ETCソリューションズ株式会社(以下「サービス提供事業者」といいます。)が提供するETC多目的利用サービス(以下「ETCX」といいます。)を活用して、熊本県道路公社(以下「公社」といいます。)が道路の料金徴収を行うにあたり、周知すべき事項を定めたものです。

### (遵守事項)

第2条 公社が管理する道路において、ETCXを利用しようとする者は、この利用規約を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、公社は、ETCXの利用を拒絶することがあります。

### (利用に必要な手続、車載器及びETCカードの取扱い)

第3条 ETCXを利用しようとする者は、高速道路会社等が「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」(平成11年8月2日建設省令第38号)第2条第2項の規定に基づき定めた「ETCシステム利用規程」第3条第一号に掲げる手続を経た上、同条第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

2 ETCXを利用するには、前号の手続に加え、あらかじめサービス提供事業者の定める方法によりETCXの会員登録をする必要があります。会員登録ではETCカード発行会社やサービス提供事業者等との取決めにより、登録可能なクレジットカード及びETCカードが指定されています。

### (利用方法)

第4条 ETCXを利用する者は、ETCカードを車載器へ確実に挿入し、ETCカードが利用可能な状態になったことを確認のうえ、ETCXを利用することができる車線を通行し、料金徴収ブース(料金所に設置する施設の一つで、料金徴収員を配するための料金徴収用ボックスをいいます。以下同じです。)横で停止してください。

また、各施設の運用案内表示板(料金所の車線の上方に設置するETCXと「現金・回数券」の利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)、看板、音声やデジタルサイネージ盤(料金所の車線の側方に設置するETCXシステムの処理状況や通行料金の額等を示す案内板をいいます。以下同じです。)等に従った利用をしてください。

2 ETCXによる通行料金の支払いを行う場合、料金所においてETCXによる料金支払いを行う旨の意思確認に対して応答を以下のとおり公社へ行ってください。

(1) ETCX専用運用(ETCXのみ利用できることを言います。以下同じです。)車線に進入された場合は、ETCXによる料金支払いを行う旨の意思表示をしたとみなします。

(2) ETCX・一般混在運用(一つの車線でETCX、現金又は回数券のいずれも利用できることを言います。以下同じです。)車線にETCカードを車載器に挿した状態で進入された場合は、ETCXによる料金支払いを行う旨の意思表示をしたとみなします。現金又は回数券で料金を支払う場合は、あらかじめETCカードを車載器から抜いておいて下さい。

(ETC多目的利用サービスの利用制限等)

第5条 公社は、ETCXを利用できる施設の管理上必要な場合は、予告なくETCXの利用を制限し、又は変更若しくは中止することがあります。

2 サービス提供事業者又はクレジットカード会社等が提供するサービスを運用する設備の保守・点検及び技術的要因作業により運用が困難な場合、ETCXの利用を制限することがあります。

(通行上の注意事項)

第6条 ETCXを利用する者は、料金所の車線を通行する場合は、次の各号に定める事項を遵守しなければいけません。

- (1) 運用案内表示板に「ETCX」「一般／ETCX」が表示されている車線を通行すること。  
なお、運用案内表示板に「一般」が表示されている車線に進入した場合は、ETCXによる料金支払いができませんので、現金又は回数券で料金を支払ってください。
- (2) 料金所の車線に進入する時は、前車が一旦停車するので、必要な車間距離を保持して、十分に注意してください。
- (3) 料金所の車線内は徐行して通行し、次の手順により料金徴収ブース横で必ず停止してください。  
ア ETCX専用運用時は、車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。以下同じです。)が閉じていますので、開閉棒の手前で停止してください。  
イ ETCX・一般混在運用時は、開閉棒は開いていますので、料金徴収員の誘導に従い停止してください。
- (4) ETCXの決済処理が完了すると、デジタルサイネージ盤に「お支払完了」と表示されますので、開閉棒が開いていることを確認のうえ、徐行して通行してください。支払完了の表示がされない場合は、係員の案内に従ってください。

(料金の計算)

第7条 ETCXを利用した場合は、サービス提供事業者が管理する記録装置に記録された通行実績に基づき、料金の計算を行います。

(免責)

第8条 公社及びサービス提供事業者は、ETCXを利用しようとする者がこの利用規約に従わないで被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(その他事項)

第9条 次表の左欄に掲げる有料道路において、同表右欄に掲げる車種の車両についてETCXを利用できるものとします。

有料道路	利用可能車種
松島有料道路	普通車、大型車(Ⅰ)、大型車(Ⅱ)、軽自動車等

2 次表左欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

場 合	取扱い方法
けん引自動車が行き止まりになる場合	料金徴収ブース横で停車して、係員に申し出てください。
障害者割引の適用を受けようとする場合	<b>【ETCX専用運用車線】</b> 料金徴収ブース横で一旦停車して、係員が不在の場合には、備え付けのインターホンで係員を呼び出し、身体障害者手帳又は療育手帳の所定欄を提示してください(ミライロIDも利用可能です。) <b>【ETCX・一般混在運用車線】</b> 料金徴収ブース横で一旦停車して、係員に身体障害者手帳又は療育手帳の所定欄を提示してください(ミライロIDも利用可能です。)

3 松島有料道路で、多頻度利用者向けのETCX多頻度利用割引サービスの適用を受けようとする場合の通行方法は、次の各号のとおりとします。

- (1) あらかじめサービス提供事業者の定める方法により、料金割引適用の申出をしてください。
- (2) 料金割引適用の申出をした会員IDで登録しているETCカードを車載器に挿入のうえ、第4条に定める利用方法に従い、利用してください。

#### 附 則

この規約は、令和5年3月1日から施行する。